

個人番号の記載が必要な財形貯蓄書類一覧

平成30年1月現在

様式 番号	様式名	備考
1	財産形成貯蓄申込書 ^{※1}	証券会社のみ必要 (ただし、大和証券を除く ^{※2})
2	財産形成貯蓄変更申込書 ^{※1}	証券会社において、住所、氏名変更時に必要(ただし、大和証券を除く ^{※2})
4	財産形成年金貯蓄申込書	
6	財産形成年金貯蓄変更申込書	住所、氏名、勤務先 ^{※3} 変更時のみ必要
7	財産形成年金貯蓄解約請求書 ^{※1}	野村証券のみ必要
10	財産形成住宅貯蓄申込書	
11	財産形成住宅貯蓄変更申込書	住所、氏名、勤務先 ^{※3} 変更時のみ必要
12	財産形成住宅貯蓄払戻請求書 ^{※1}	野村証券のみ必要

取扱金融機関により、個別対応となる場合があります。

- ※1 様式1、2、7、12で個人番号の記載が必要な方は、個人番号提供書を添付してください。
- ※2 大和証券で各種書類を受理された後、大和証券から直接ご本人へ個人番号関係書類をご提出いただくよう、案内があります。個人番号関係書類はご本人から直接大和証券へご送付いただきます。
- ※3 市長部局内の異動は、勤務先の変更手続きは不要です。市長部局・企業局・団体間等での勤務先変更時に、勤務先変更手続きが必要です。